

広島県告示第千四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年八月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在 地	土 砂 灾 守 警 戒 区 域
後谷（一三〇） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の発生原因となる	広島県庄原市小用町地内	土 砂 灾 害 警 戒 区 域
次の図のとおり	表 区 域 示 の	土 砂 灾 守 特 別 警 戒 区 域
後谷（一三〇） 崩壊 急傾斜地の 自然現象の発生原因となる	区域の名称	土 砂 灾 守 特 別 警 戒 区 域
次の図のとおり	三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域の条の 定令に害等土砂二示 め第_関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法 号	所 在 地

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。